

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例の制定

社会的背景

1 社会潮流

①人口の減少・偏在化、少子高齢化の進行

・総人口の減少が進む中、高齢者・障害者は県内人口の3割以上を占め、今後も増加基調（2025年には団塊の世代が後期高齢者に突入）

②包摂性

・SDGsでは「誰一人取り残さない」包摂性を掲げており、観光分野においても「誰一人取り残さない」視点が重要

2 ユニバーサル社会づくりに向けた社会的要請

・障害者差別解消法の改正に伴い、2024年5月までに事業者にも障害者に対する合理的配慮の提供が義務化

3 観光面でのニーズの高まり

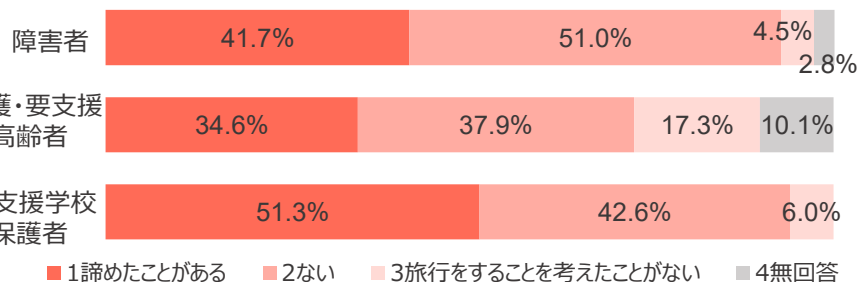
・神戸世界パラ陸上（2024年）や大阪・関西万博（2025年）など国内外からの誘客機会を見据え、多様な来訪者の受入に備えることが必要

現状

利用者へのアンケート結果（R4調査）

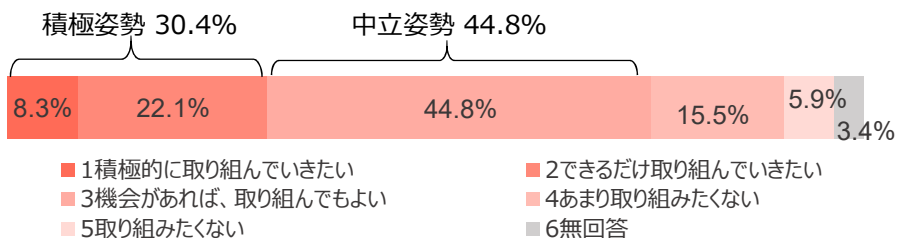
・高齢者・障害者等の多くが障害等を理由に旅行を諦めている。

〔 障害者：41.7%、要介護・要支援の高齢者：34.6%、
特別支援学校にお子さんが通う保護者：51.3% 〕



宿泊施設へのアンケート結果（R3調査）

・宿泊施設のUT取組姿勢は積極姿勢：30.4%、中立姿勢：44.8%



解決すべき課題

- ① 旅行者（高齢者・障害者等）・受入側（観光関連事業者） **双方の不安感の払拭**
- ② ユニバーサルツーリズム推進の **担い手育成**
- ③ ユニバーサルツーリズム推進の **気運醸成**

条例制定の目的等

1 条例制定の目的

- ユニバーサルツーリズム推進に関する理解促進・気運醸成
- 県の積極姿勢の見える化（全国に先駆けて条例化）
- 取組を未来へつなげていくための拠り所（施策等の信頼性・実効性・継続性を担保）

2 条例の位置づけ



高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例 概要

条例制定の意義

- ・持続可能な観光地域づくりの推進及びユニバーサル社会の実現を目指す。
- ・高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動や宿泊に困難を伴う者が、円滑に旅行することができる環境を整備する。

基本理念

目指すべき姿

○行きたいところに旅行できる環境の整備

高齢者、障害者等が家族や友人と一緒に安全で快適な旅行を楽しむことができるとともに、希望する目的地、交通手段、施設、体験活動等を自由に選択することができる環境を整備

取組の方向性

○受入体制の充実

高齢者、障害者等に対する接遇の向上等による受入体制の充実

○情報等を得られる機会の確保

高齢者、障害者等、観光関連事業者等が必要な情報、知識・技能を得られる機会の確保

○気運醸成

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する気運の醸成

各主体の責務・役割

県の責務

- ◆高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施
- ◆市町、観光関連事業者等と連携し、効果的に実施

市町の役割

- ◆地域の特性を生かした施策の策定・実施
- ◆県が実施する施策に協力

観光関連事業者の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆受入体制の充実
- ◆県・市町が実施する施策に協力

県民の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆県・市町が実施する施策に協力

支援団体等の役割

- ◆基本理念についての理解
- ◆高齢者、障害者等、観光関連事業者への適切な支援
- ◆県・市町が実施する施策に協力

計画策定

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する計画を策定

取組内容

観光関連事業者及び支援団体等相互の連携

観光関連事業者、支援団体等相互の連携を促進

観光関連事業者に対する支援

観光関連事業者に対して受入体制の充実のために必要な支援を実施

観光関連事業者の登録

高齢者、障害者等の受入に積極的な観光関連事業者を登録

人材の育成

高齢者、障害者等に円滑な旅行を提供する人材の育成

相談員

高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談・助言を行う相談員の育成

普及啓発

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する普及啓発

情報提供

高齢者、障害者等の円滑な旅行のために有用な情報の提供

財政上の措置

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備のための財政上の措置

推進体制の整備

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を推進する体制整備